

(案)

(造請－４２)

造 林 事 業 請 負 契 約 書

- 1 事 業 名 造林事業（檜原国有林43に林小班 下刈作業）
- 2 事 業 場 所 香川県綾歌郡綾川町粉所東 檜原国有林43林班に小班
- 3 事 業 量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事 業 期 間 自 契約締結日の翌日から
至 令和7年2月14日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請 負 金 額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也）
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除区分	選択事項		選択事項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
×	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日	備考

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和6年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 香川県高松市上之町2丁目8番26号

氏名 分任支出負担行為担当官

四国森林管理局

香川森林管理事務所長 名本 亮介 印

請負者 住所

氏名

印

下刈作業仕様書

下刈作業については、造林事業請負標準仕様書第30条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。
- 2 施工方法等については、事業内訳書及び次のとおりとする。
 - ア 全刈りは区域内に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、植筋については樹高の1/3以下、置筋については1/2以下に刈り払うものとする。
 - イ 筋刈りは植筋に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、樹高の1/3以下に刈り払うものとする。
- 3 植栽木に巻きついている蔓茎類は、すべて根元から切り離し、植栽木の生育に支障のあるものは取り除くこと。
- 4 刈払いに際しては、特に植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意し倒伏もしくは土砂に埋れたもの等があるときは、適宜の処置を講ずること。
- 5 刈払いした雑草木竹類は、植栽木の障害にならないよう処理すること。
- 6 契約約款第32条及び第38条による検査の結果、植栽木の損傷が次の許容損傷率を超えた場合は、発注者は請負者に対して損害賠償の請求をすることができるものとし、その額は、発注者が別に定める賠償基準により算定した額によるものとする。

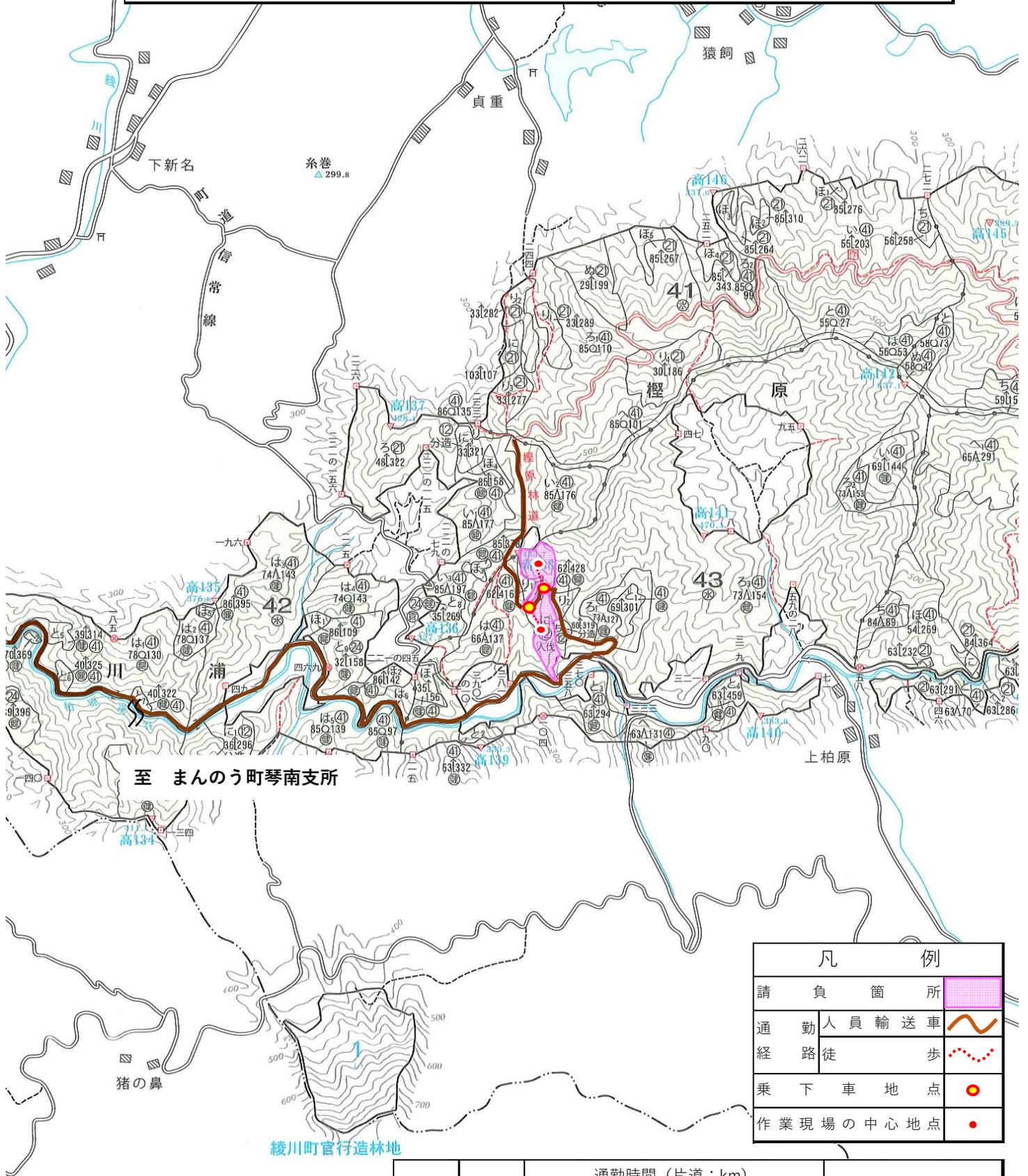
経過年	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内
許容損傷率	5%	4%	3%	2%	1%

- 7 作業中に獣害防護ネット等を切断・破損した場合は同等品程度の部材で補修すること。

令和6年度 造林事業（樫原国有林43に林小班 下刈作業）

請負実行箇所位置図（1）

樫原国有林43林班に小班 S=1:20,000

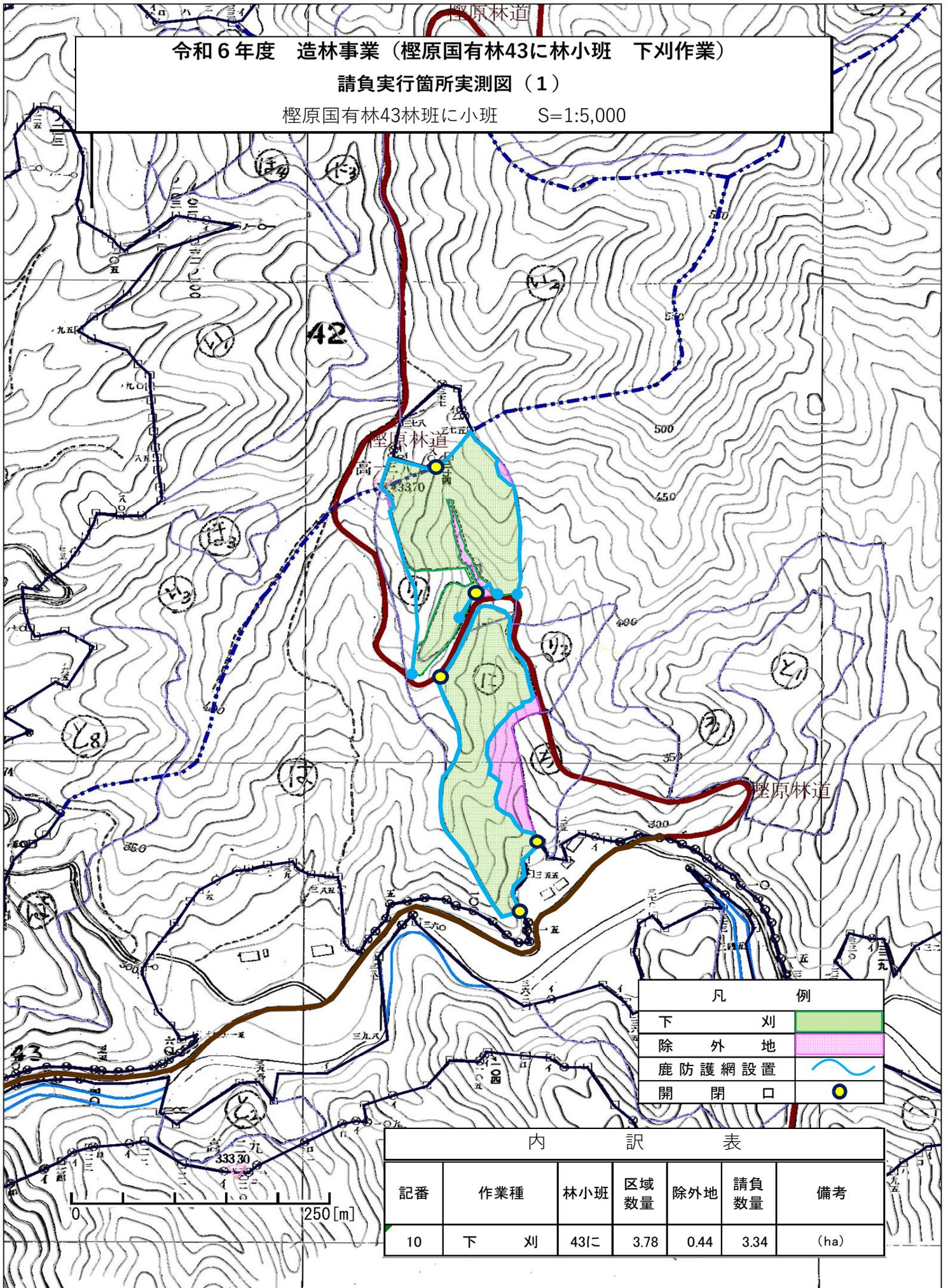


記番	林小班	通勤時間（片道：km）					備考
		2車線	1車線	未舗装	徒歩	距離計	
10	43に	6.5	4.9	—	0.1	11.5	まんのう町琴南支所

令和6年度 造林事業（檜原国有林43に林小班 下刈作業）

請負実行箇所実測図（1）

檜原国有林43林班に小班 S=1:5,000



凡 例	
下 刈	
除 外 地	
鹿防護網設置	
開 閉 口	

内 訳 表						
記番	作業種	林小班	区域数量	除外地	請負数量	備考
10	下 刈	43に	3.78	0.44	3.34	(ha)